

砂防関係施設賠償責任保険
仕 様 書

1 業務名

砂防関係施設賠償責任保険

2 対象施設

広島県管理の砂防関係施設

この仕様書において「砂防関係施設」とは、次に掲げる区域において広島県が権原を有して管理している施設をいう。（この区域内における樹木、石等の自然物を含む）

- (1) 「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号）第 2 条に定義する砂防指定地
- (2) 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 4 月 1 日法律第 57 号）第 3 条第 1 項に定義する急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）第 3 条に定義する地すべり防止区域

3 契約締結の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「61 J 損害保険」の資格を認定されている者であること。
- (5) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 3 条第 5 項に規定する損害保険業免許を有している者であること。
- (6) 賠償に関する事故内容検証及び協議、資料提供等の支援を行う体制を有する本店又は支店、営業所を広島市内に有していること。
- (7) 過去 3 年以内に国又は地方公共団体と道路、河川および砂防関係施設のいずれかに係る賠償責任保険の契約を締結し、誠実に履行していること。
- (8) 特約について
施設所有管理者特約条項に砂防関係施設に係る追加条項を含めること。
機密情報取扱特記事項を含めること。
費用内枠払特約は不担保とすること。
- (9) 保険金額及び免責金額は、次のアからウに定めるとおりとする。

ア 対人賠償保険金額	1 名につき	1,000 万円
	1 事故につき	1 億円
イ 対物賠償保険金額	1 事故につき	1,000 万円

ウ 免責金額 対人賠償・対物賠償とも無し

4 対象施設のある箇所数

事故発生時において広島県が管理している砂防関係施設のある箇所

- (1) 砂防指定地 2,077 溪流（令和 7 年 3 月 31 日現在）
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域 2,226 箇所（令和 7 年 3 月 31 日現在）
- (3) 地すべり防止区域 28 箇所（令和 7 年 3 月 31 日現在）

5 保険履行期間

始期：令和 8 年 4 月 15 日午後 4 時

終期：令和 9 年 4 月 15 日午後 4 時

6 その他の条件

- (1) 円満な解決に向けて、全力を挙げて援助、協力すること。
- (2) 車両損害額が 20 万円以上になる見込みの場合は、アジャスターを修理工場へ派遣すること。
- (3) 事案の解決に必要な場合、県の求めに応じ、事故に関する調査を行うこととし、その結果について意見を付して報告すること。
- (4) 県土木建築局の職員だけで対応が困難となった場合は弁護士へ折衝を委任することがあるので、県からの協議に対応すること。
- (5) この契約による事務処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 1 項及び第 67 条の規定を遵守すること。
- (6) この契約による業務に関して知りえた保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合には、法第 180 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

7 その他

本仕様書に定めのない事項又は履行中に疑義が生じた場合は、土木建築局道路河川管理課と協議して決定するものとする。